

別表1

研修会等の講師謝金の基準

事業区分	職名	単位	単価
研修会、講習会、講師謝金、専門家派遣等謝金	(1) 大学教授、弁護士、公認会計士等の場合	1時間	50,000円を限度とする
	(2) 大学准教授、講師、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、技術士等の場合	1時間	40,000円を限度とする
	(3) 民間企業(調査研究機関を除く。)の場合 ア、社長クラス	1時間	50,000円を限度とする
	イ、部長クラス	1時間	40,000円を限度とする
	ウ、課長クラス	1時間	30,000円を限度とする
	エ、その他(課長の代理等)	1時間	20,000円を限度とする
	(4) 官公庁(基盤整備機構、金庫、公庫等を含む。)の場合 ア、部長クラス	1時間	30,000円を限度とする
	イ、課長クラス	1時間	20,000円を限度とする
	ウ、その他(課長の代理等)	1時間	15,000円を限度とする
	(5) 上記(1)～(4)以外の場合	1時間	15,000円を限度とする
委員会、懇談会	(1) 委員手当 ア、委員長については、原則として	1回又は1日	30,000円以下とする
	イ、委員については	1回又は1日	20,000円以下とする
	ウ、中小企業団体等の役職員については	1回又は1日	15,000円以下とする
	(2) 実地調査謝金 ア、大学教授、弁護士、公認会計士等の場合	1日に付き	30,000円以下とする
	イ、大学准教授、講師、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、技術士等の場合	1日に付き	20,000円以下とする
	ウ、中小企業団体等の役職員については	1日に付き	15,000円以下とする
個別専門指導	(1) 専門分野 ア、法律	1件に付き	15,000円
	イ、労働	1件に付き	15,000円
	ウ、経理・税務	1件に付き	15,000円
原稿料	400字原稿用紙	1枚に付き	3,000円以下とする

1. 本単価は、全国中小企業団体中央会の基準に準拠し、支給単位についての最高限度額(税別)を示したものであり、執行に当たっては予算額、内容等を勘案するものとする。
2. 補助事業、助成事業、委託事業等において、積算単価が算出されているものについては、原則これを適用する必要がある場合は協議する。
3. 同一人で職名等を異にする2以上の資格を有する場合においては、そのうち高い方を算定の対象とする。